

福岡県公報

平成23年4月20日
第 3 2 4 5 号

目 次

告 示 (第687号 - 第702号)

- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 1
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
 - 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 3
 - 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 3
 - 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 4
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 4
 - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 5
 - 土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 5
 - 県営土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 5
 - 家畜伝染病の発生 (畜産課) 5
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
 - 公共測量の実施 (県土整備総務課) 6
 - 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
 - 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) 6
- ### 公 告
- 落札者等の公示 (総務事務センター) 7

○平成23年度狩猟免許試験及び狩猟者講習の実施 (自然環境課) 7

告 示

福岡県告示第687号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成23年3月18日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 (仮称) 新宮中央駅前プロジェクトE4街区
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内 (E4街区)
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏 名 又 は 名 称	住 所
ダイワロイヤル株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏 名 又 は 名 称	住 所
株式会社ボンラパス	福岡県福岡市南区高宮五丁目1番1号
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地
未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成23年11月19日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,972平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
No.1(敷地中央)	180
No.2(A棟屋上)	80
合計	260

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
No.1(A棟南側)	10
No.2(A棟南側)	31
No.3(B棟南側)	10
合計	51

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
No.1(A棟北側)	50
No.2(A棟北東側)	50
No.3(A棟南側)	12.5
No.4(B棟西側)	12.5
No.5(C棟東側)	12.5
合計	137.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
No.1(A棟北東側)	13.28
No.2(B棟西側)	9.37
No.3(C棟東側)	5.22
合計	27.87

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ボンラパス	午前9時	午後10時
株式会社サンドラッグ	午前9時	午後10時
株式会社セリア	午前9時	午後10時
未定		

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 建物敷地東側、南側及び西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

No.1 午前6時から午後11時まで

No.2 午前6時から午後11時まで

No.3 午後10時から午前8時まで

No.4 午前6時から午後11時まで

No.5 午前6時から午後11時まで

福岡県告示第688号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 西鉄ストア朝倉街道店

(2) 所在地 福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第689号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 西鉄ストア朝倉街道店
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
接続する市道に歩道未設置のため、車両の出入の際は歩行者等への配慮を十分行
っていただきたい。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力
意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項
意見なし
- (6) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

意見なし

福岡県告示第690号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成23年3月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人 健康&エコ製作しよ
- (2) 代表者の氏名
野村 良二
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県田川郡添田町大字添田1092番地の2
- (4) 定款に記載された目的
この法人は地域住民に対して、新聞紙を利用した手作業による製品作りに関する事業を行い、人々の健康増進やエコ活動に寄与することを目的とする。

福岡県告示第691号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成23年3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
NPO法人足もと健康サポートねっと
- (2) 代表者の氏名
竹内 一馬
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市城南区樋井川3丁目47番1号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、全ての人に、苦痛と故障なく歩く喜びを知ってもらうため、糖尿病患者をはじめとする足に悩みを持った方に対する支援事業、医療機関やその他の足に関する事業者の連携等の支援事業を行い、足に悩みを持った方に対するより適切な対処や、足に関するより健全な医療や関連業界の進展により、より快適で健全な社会の創造、経済の振興に寄与することを目的とする。

福岡県告示第692号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成23年3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
NPO法人福岡市視覚障害者サポートセンター
- (2) 代表者の氏名
平山 秀吉

- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区赤坂1丁目14番16号 赤坂共同ビル2階
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、視覚障害者が安心して介護や福祉サービスを利用できるようガイドヘルパー等の派遣といった障害福祉サービス、地域生活支援事業を行うほか、視覚障害者の親交を深めるために文化・スポーツ活動を主催すると共に生活や仕事をしていくうえで必要な情報提供等を行っていくことで視覚障害者の日常生活や情報環境の向上、視覚障害者向けの福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第693号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成23年4月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
NPO法人 はあとスペース
- (2) 代表者の氏名
山本 美也子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区若宮5丁目12番2-203号
- (4) 定款に記載された目的
(変更前)
この法人は、障害者に対して、社会応援に関する事業を行い、障害者と健常者が楽しく暮らせる社会を目指すことを目的とする。
(変更後)

この法人は、社会応援に関する事業を行い、障害者と健常者が楽しく暮らせる社会を目指すことを目的とする。

福岡県告示第694号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさばき人 証 番 号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	134	北九州市門司区清滝一丁目1番1号 門司区役所保健福祉課内 北九州市門司区食品衛生協会 会長 岡崎 昌司	北九州市門司区清滝一丁目1番1号 門司区役所保健福祉課内	平成23年 4月1日
旧		北九州市門司区清滝一丁目1番1号 門司区役所生活支援課内 北九州市門司区食品衛生協会 会長 岡崎 昌司	北九州市門司区清滝一丁目1番1号 門司区役所生活支援課内	

福岡県告示第695号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業 の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日

田川郡赤池町堀田 土地改良事業共同 施行	区画整理事業 (田川郡赤池町堀田 地区第2工区)	昭和56年4月10日	平成13年3月20日
----------------------------	--------------------------------	------------	------------

福岡県告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
暗渠排水事業（大城地区）	平成19年3月1日

福岡県告示第697号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患者及び疑似患者の区分	頭数	発 生 の 場 所	発 生 年 月 日
馬伝染性貧血	馬	患 畜	1頭	福岡市	23. 4. 7

福岡県告示第698号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋
字久保地772
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市前原駅南二丁目24番51号
長尾 浩
長尾 和美

福岡県告示第699号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
大牟田市内	平成23年4月11日から 平成23年6月17日まで

福岡県告示第700号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区	平成23年3月31日

福岡県告示第701号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 （仮称）新宮中央駅前プロジェクトE12街区
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業内E12街区
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第702号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
北州産業株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県北九州市八幡西区楠橋南三丁目21番21号

3 特約業者の指定取消年月日

平成23年4月1日

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

総務事務センター福利厚生（県、共済組合、互助会）業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成23年3月8日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社パソナ

(2) 住所

福岡市中央区天神1-6-8

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

227,678,109円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成23年1月19日

公告

平成23年度狩猟免許試験及び狩猟者講習を次のように実施する。

平成23年4月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成23年7月 29日（金曜日）	大野城市曙町2丁目3-1	大野城まどかびあ	筑紫保健福祉環境事務所
	宗像市東郷1丁目2-1	福岡県宗像総合庁舎	宗像・遠賀保健福祉環境事務所
	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイツ	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
	久留米市合川町1642-1	福岡県久留米総合庁舎	北筑後保健福祉環境事務所
	八女市本村25	福岡県八女総合庁舎	南筑後保健福祉環境事務所
平成23年8月 28日（日曜日）	行橋市中央1丁目2番1号	福岡県行橋総合庁舎	京築保健福祉環境事務所
	大野城市曙町2丁目3-1	大野城まどかびあ	筑紫保健福祉環境事務所

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する20歳以上の者で、狩猟者講習の受講資格を有しないもの並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について	午前9時30分～ 午前11時

適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時～ 午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。） 及び鳥獣の判別	午後1時30分～ 午後5時

3 狩猟者講習の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成23年6月 28日（火曜日）	八女市立花町原島108-1	八女市立花市民 センター	南筑後保健福祉 環境事務所
平成23年6月 30日（木曜日）	筑紫野市二日市南1丁目 9-3	筑紫野市生涯学習 センター	筑紫保健福祉環 境事務所
平成23年7月 1日（金曜日）	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイツ	嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所
平成23年7月 1日（金曜日）	朝倉市甘木2014-1	福岡県朝倉総合庁舎	北筑後保健福祉 環境事務所
平成23年7月 5日（火曜日）	宗像市久原400番地	宗像ユリックス	宗像・遠賀保健 福祉環境事務所
平成23年7月 5日（火曜日）	八女市立花町原島108-1	八女市立花市民 センター	南筑後保健福祉 環境事務所
平成23年7月 7日（木曜日）	行橋市中央1丁目2番1号	福岡県行橋総合庁舎	京築保健福祉環 境事務所
平成23年7月 8日（金曜日）	筑後市大字若菜1104	サザンクス筑後	南筑後保健福祉 環境事務所
平成23年7月 20日（水曜日）	北九州市八幡西区則松 3丁目7番1号	福岡県八幡総合庁舎	京築保健福祉環 境事務所
平成23年8月 7日（日曜日）	飯塚市仁保8-30	筑豊ハイツ	嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所

4 受講資格者並びに講習科目及び講習時間

(1) 受講資格者

平成20年度において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得してい

る者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（一種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

(2) 適性検査、講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 並びに鳥獣の保護管理に関する知識	午前9時30分～午前11時30分
鳥獣の判別	午前11時30分～午後0時
猟具の取扱い	午後0時～午後0時30分
視力、聴力及び運動能力の適性検査	午後1時30分～午後5時

5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、この公告の日から試験又は講習実施日の10日前までに申請者の居住地を所管する保健福祉環境事務所に申し込むこと。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの）を貼った受験票又は受講票（用紙は、各保健福祉環境事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（ア）から（ウ）に掲げるものを除く。）

にかかっている者

- (オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア）から（オ）に該当する者を除く。）
- ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,800円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,800円を加算のこと。）
- エ 80円切手を貼った返信用封筒（受験票又は受講票の送付を受けようとする者に限る。）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

- ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。
- イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。
- ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。
（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）
- エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

6 注意事項

- (1) 試験又は講習の当日の受付は、午前9時から同9時25分まで行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。
 - ア 試験開始時刻又は講習開始時刻に遅れた場合
 - イ 受験中又は受講中無断で退席した場合
 - ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合
 - エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合
- (3) 手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。

(4) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を持参すること。

(5) その他詳細については、福岡県環境部自然環境課野生生物係、各保健福祉環境事務所地域環境課又は環境課に問い合わせること。